

平成 13 年 11 月 28 日

各 位

株式会社あさひ銀行(コード8322)
東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号

債権の取立不能及び取立遅延のおそれの発生について

今般、当行取引先である株式会社新潟鐵工所が、会社更生手続開始の申立を行いました。
この結果、同社向け債権につき、取立不能及び取立遅延のおそれが生じたので、お知らせします。

記

1. 株式会社新潟鐵工所の概要

本社所在地	東京都大田区蒲田本町一丁目 10 番 1 号
代表者氏名	村松 綏啓
資 本 金	16,778 百万円
事 業 内 容	機械部品製造業

2. 生じた事実

平成 13 年 11 月 27 日付、東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立

3. 当行債権額

貸 出 金 40 億円 (平成 13 年 11 月 27 日現在)

4. 当行の業績に及ぼす影響

上記債権に係る取立不能見込額につきましては見積の上、当期決算において所要の処理を行う
予定ですが、既に発表した通期業績予想に影響ありません。

以 上

本ニュースリリースには証券取引法第 166 条に定められた重要事実当たる情報
が含まれる可能性があります。重要事実を含むニュースリリースをご覧にな
られた方が、その重要事実が証券取引法施行令の規定に従い公開された後 12 時
間以内に、当社の株式などの売買等を行った場合、いわゆるインサイダー取引
規制違反として、証券取引法の規定に抵触するおそれがありますのでご注意く
ださい。